

ほろわ 1 母衣輪集落協定管理組合（花巻市）について

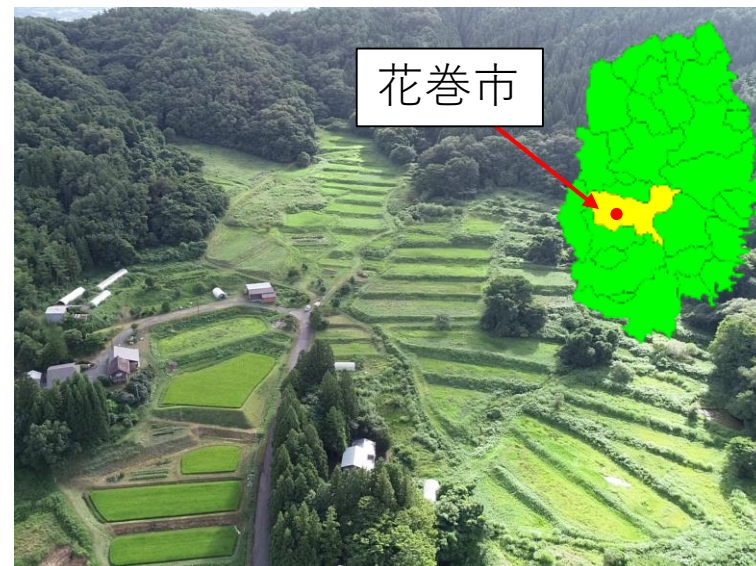
○令和7年度の協定の状況

協定面積：約23ha（田23ha）

協定参加者：農業者15人、法人等1

※第6期対策の協定認定前のため、見込みを記載

- 平成12年度から中山間地域等直接支払交付金を活用し、「**母衣輪集落協定管理組合**」として活動
- 協定農地を含む花巻市旧矢沢村地域全域の営農の持続を図るため、平成17年度に農地所有適格法人「**有限会社あぐりらんど高松**」を設立
- 令和6年度からは、棚田地域振興活動加算を活用し、棚田の保全や集落機能強化及び生活支援に係る取組を実施



高松・母衣輪棚田（花巻市矢沢村）



外出支援の取組

2-1 第5期対策における棚田地域振興活動加算の目標達成状況

- 事業実施主体：母衣輪集落協定管理組合
- 加算の対象面積：約23ha（協定面積23haの全域が指定棚田地域の面積）
- 棚田地域振興活動加算金額：2,924,340円/年（R6年度実施）

項目	目標（第5期対策）	数値目標	達成状況
ア 棚田等の保全	（耕作放棄地の発生防止） 中山間地域等直接支払制度 実施面積の100%維持	（現状）R5:23.0ha （目標）R6:23.0ha	達成 （R6:23.0ha）
	（耕作放棄地の発生防止） 持続的な農業生産活動が実施できる 体制を整備	（現状）R5:0団体 （目標）R6:1団体	達成 （R6:1団体）
	（非農家、外部人材を含めた担い手の確保） （仮称）「 高松棚田保全隊 」を結成	（現状）R5:0人/0組織 （目標）R6:10人/1組織	達成（R6:10人/1組織）
	（スマート農業機械等の導入による作業効率の向上） リモコン式草刈り機を導入	（現状）R5:0台 （目標）R6:1台	達成 （R6:1台）
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	（農産物のブランド化（農産物の供給の促進）） 棚田地域で収穫した農産物（ サツマイモ ）を使用した 特産加工品（干し芋）を開発	（現状）R5:0品 （目標）R6:1品	達成 （R6:1品目）
	（維持保全活動） 棚田の良好な景観を形成するため、 畦畔の草刈り共同作業を継続 して実施	（現状）R5:2回/年 （目標）R6:2回/年以上	達成 （R6:2回/年）

2-2 第5期対策における棚田地域振興活動加算の目標達成状況

項目	目標（第5期対策）	数値目標	達成状況
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	（地域住民への農作業体験の提供（社会教育的機能の発揮）） 地域の子供を中心とした 農作業体験の実施	（現状）R5:1回/年 （目標）R6:1回/年	達成 （R6:1回/年）
	（早苗饗や庭はらい等の実施（伝統文化の継承）） 農作業の節目に行う行事の実施	（現状）R5:2回/年 （目標）R6:2回/年	達成 （R6:2回/年）
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	（棚田米等を活用した6次産業の推進） 「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店	（現状）R5:1回/年 （目標）R6:2回/年	達成 （R6:2回/年）
	（集落機能強化と生活支援の促進（高松第三行政区ふるさと地域協議会と連携）） ① 高齢者を中心とした 外出支援	（現状）R5:1人 （目標）R6:2人	達成 （R6:2人）
	（ 〃 ） ② 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯を中心とした 見守り活動	（現状）R5:0世帯 （目標）R6:7世帯	達成 （R6:7世帯）
	（ 〃 ） ③ 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯を中心とした 配食サービス	（現状）R5:1世帯 （目標）R6:2世帯	達成 （R6:2世帯）
	（ 〃 ） ④ 高齢者住居を中心とした 除雪支援 （随時）	（現状）随時 （目標）随時	達成 （随時実施）

3 - 1 第 6 期対策における棚田地域振興活動加算の目標設定

- 事業実施主体：母衣輪集落協定管理組合
- 加算の対象面積：約23ha（協定面積23haの全域が指定棚田地域の面積）
- 棚田地域振興活動加算金額：2,924,340円/年（R 7～11年度実施予定）

項目	目標（第 6 期対策）	
		数値目標
ア 棚田等の保全	（耕作放棄地の発生防止） 中山間地域等直接支払制度 実施面積の100%維持	（現状）R 7 :23.0ha （目標）R11:23.0ha
	（耕作放棄地の発生防止） 持続的な農業生産活動が実施できる 体制を維持	（現状）R 7 :1 団体 （目標）R11 :1 団体
	（非農家、外部人材を含めた担い手の確保） 「高松棚田保全隊」の活動を支援	（現状）R 7 :10人/ 1 組織 （目標）R11:10人/ 1 組織
	（スマート農業機械等の導入による作業効率の向上） リモコン式草刈り機とフレールモア等を導入	（現状）R 7 :1 台 （目標）R11: 2 台
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	（農産物のブランド化（農産物の供給の促進）） 棚田地域で収穫した農産物（ サツマイモ ）を使用した 特産加工品のブラッシュアップを図る	（現状）R 7 :1 品 （目標）R11: 1 品
	（維持保全活動） 棚田の良好な景観を形成するため、 畦畔の草刈り共同作業を継続して実施	（現状）R 7 :2 回/年 （目標）R11: 2 回/年以上

3-2 第6期対策における棚田地域振興活動加算の目標設定

項目	目標（第6期対策）	数値目標
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	（地域住民への農作業体験の提供（社会教育的機能の発揮）） 地域の子供を中心とした 農作業体験の実施	（現状）R7：1回/年 （目標）R11：1回/年
	（早苗饗や庭はらい等の実施（伝統文化の継承）） 農作業の節目に行う行事の実施	（現状）R7：2回/年 （目標）R11：2回/年
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	（棚田米等を活用した6次産業の推進） 「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店	（現状）R7：2回/年 （目標）R11：2回/年
	（集落機能強化と生活支援の促進（高松第三行政区ふるさと地域協議会と連携）） ① 高齢者を中心とした 外出支援	（現状）R7：2世帯 （目標）R11：2世帯
	（ 〃 ） ② 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯を中心とした 見守りを兼ねた配食サービス	（現状）R7：2世帯 （目標）R11：2世帯
	（ 〃 ） ③ 高齢者住居を中心とした 除雪支援 （随時）	（現状）随時 （目標）随時

指定棚田地域振興活動計画（案）

作成主体の名称：高松棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

高松・^{ほろわ}母衣輪棚田

範囲に関しては別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・耕作放棄地の発生防止

耕作放棄の発生防止に向け、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動に取り組む。

中山間地域等直接支払制度実施面積

現状（令和 7 年度）23.0ha、目標（令和 11 年度）23.0ha（100%維持）

法面や農道の草刈り等、農地の維持管理も含め、持続的に農業生産活動が実施できる体制を維持する。

現状（令和 7 年度）1 団体 → 目標（令和 11 年度）1 団体

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保

「高松棚田保全隊」の活動を支援する。

現状（令和 7 年度）10 人（1 組織） → 目標（令和 11 年度）10 人（1 組織）

・新たなスマート農業機械等の導入による作業効率の向上

農地維持管理の作業性を向上させ、労力の軽減を図るため、リモコン式草刈り機とフレールモア等を導入する。

現状（令和 7 年度）1 台 → 目標（令和 11 年度）2 台

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物のブランド化（農産物の供給の促進）

令和 11 年度までに棚田地域で収穫した農産物（サツマイモ）を使用した特産加工品のブラッシュアップを図る。

現状（令和 7 年度）1 品 → 目標（令和 11 年度）1 品

・良好な景観の形成（維持保全活動）

棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を継続して実施する。

現状（令和 7 年度）2 回 → 目標（令和 11 年度）2 回以上

・地域住民への農作業体験の場の提供（社会教育的機能の発揮）

地域の子供を中心とした農作業体験の実施により、社会教育的な活動の場の提供を

行う。

現状（令和7年度）1回/年 → 目標（令和11年度）1回/年

- ・^{さなふり}早苗饗や庭はらい等の実施（伝統文化の継承）

五穀豊穡や収穫への感謝、慰労など、農作業の節目に昔ながらの農村文化である早苗饗や庭はらいを行うことで、地元の伝統文化を維持、継承していく。

現状（令和7年度）2回/年 → 目標（令和11年度）2回/年

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進

棚田地域で生産された米などの農産物や特産加工品を、地元出身者や高松に關係のある人を対象にした「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店する等、新たな販路を開拓し、交流を通じて關係人口の創出につなげる。

ふるさと宅配便の現状（令和7年度）2回/年 → 目標（令和11年度）2回/年

- ・集落機能強化と生活支援の促進

人口減少と高齢化により、地域コミュニティの脆弱化や集落機能の低下が進んでいることから、高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、生活弱者等を対象にした生活支援（外出支援、見守り活動、配食サービス、除雪支援）を行い、住民が安心して暮らしていける棚田地域を創る。

①外出支援

高齢者を中心とした交通弱者を対象とした、自動車による付き添い支援の実施。

現状（令和7年度）2世帯 → 目標（令和11年度）2世帯

②見守り活動&配食サービス

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を対象とした、見守りを兼ねたお弁当の配食サービスの実施。

現状（令和7年度）2世帯 → 目標（令和11年度）2世帯

③除雪支援

高齢者を中心とした生活弱者を対象とした、除雪支援を随時実施。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄地の発生防止

1 に掲げる棚田地域は、中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致する区域であることから、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地の発生防止活動に取り組む。

また、現在農地中間管理機構関連農地整備事業により、これまで 1 区画 7a 程だったものが 1 区画 30a に拡張・整備されており、広大な棚田の法面と拡幅された農道の草刈り等を維持管理するため、機械化による体制整備を維持する。

- ・非農家・外部人材を含めた担い手の確保

従来の農地所有適格法人や農業者による草刈り作業は限界にきているため、耕作放棄地になる可能性が高い農地について、外部人材など人材を確保した「高松棚田保全隊」の活動を支援し、作業の省力化と効率化を図る。

- ・新たなスマート農業機械の導入による作業効率の向上

リモコン式草刈り機とフレールモア等を 2 台導入し、農地維持管理の作業性を向上させ、労力の軽減を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物のブランド化（農産物の供給の促進）

令和 11 年度までに棚田地域で生産した農産物（サツマイモ）を使用した特産加工品のブラッシュアップを図る。

- ・良好な景観の形成（維持保全活動）

棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を年 2 回以上実施する。

- ・地域住民への農作業体験の場の提供（社会教育的機能の発揮）

棚田は、動植物との触れ合いを通じて、人と自然の関わりを学ぶことができる、社会教育的な活動の場として重要であることから、地域の子供を中心とした農作業体験を実施する。

- ・非農家・外部人材を含めた担い手の確保（再掲）

地区内には、一部今回の農地中間管理機構関連農地整備事業に該当しないところ（B 団地、約 6.8ha）があり、このままでは耕作放棄地になる可能性が高いことから、外部人材など人材を確保した「高松棚田保全隊」の活動を支援し、作業の省力化と効率化を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

棚田地域で生産された米などの農産物や特産加工品を、地元出身者や高松に關係のある人を対象にした「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店する等、新たな販路を開拓し、交流を通じて関係人口の創出につなげる。

- ・集落機能強化と生活支援の促進

人口減少や高齢化により、地域コミュニティの脆弱化や集落機能の低下が進んでいることから、高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、生活弱者等を対象にした生活支援（外出支援、見守り活動、配食サービス、除雪支援）を行い、住民が安心して暮らしていける棚田地域を創る。

支援項目	支援体制	対象者	取組内容
外出支援	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	高齢者を中心とした交通弱者	自動車による付き添い支援（ドアツードア）
見回り活動、配食サービス	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯	見守りを兼ねたお弁当の配食サービス
除雪支援	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	高齢者を中心とした生活弱者	除雪

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定者とする。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称または氏名

高松棚田振興協議会は、農業者団体、高松第三行政区ふるさと地域協議会、花巻市、岩手県で構成。

参加者の名称または氏名については、別紙のとおり

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別紙)

高松棚田振興協議会構成員

NO.	名 称
1	母衣輪集落協定管理組合
2	高松第三行政区ふるさと地域協議会
3	花巻市農林部
4	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

(別添1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第3条第1号】

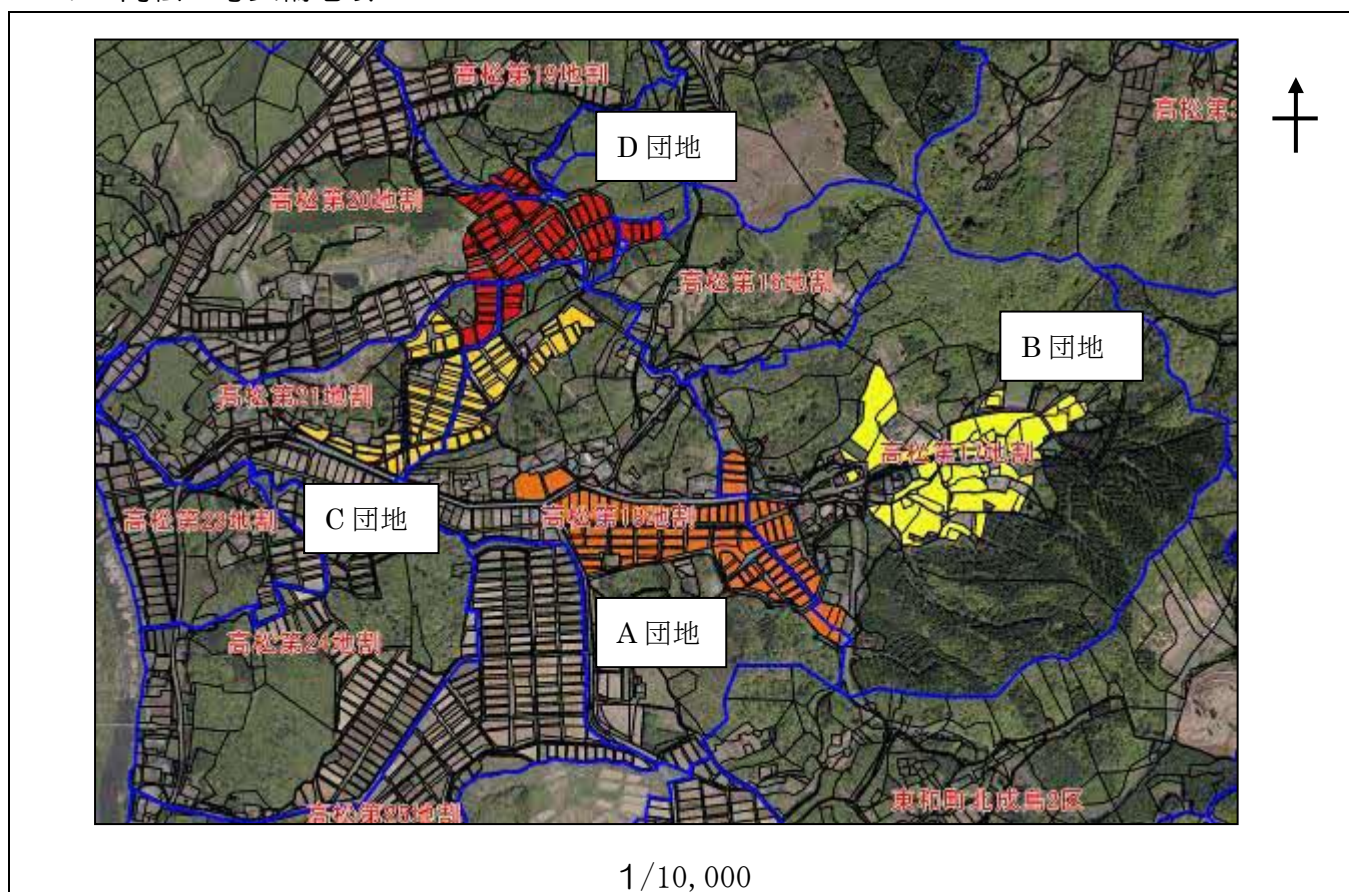
① 保全を図る棚田等の名称、範囲、面積及び平均勾配

高松・母衣輪棚田(1/7～1/16) 約23ha

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の団地の棚田は、約23ha)

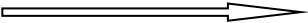
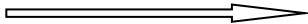
団地名	面 積	勾 配
A 団地	64,124 m ²	1/16
B 団地	68,831 m ²	1/10
C 団地	50,281 m ²	1/7
D 団地	46,125 m ²	1/9
計	229,361 m ²	

1 高松・母衣輪地域

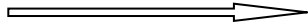
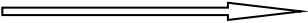
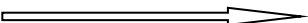
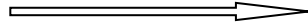


（別添 2）指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則
第 3 条第 2 号】

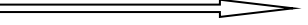
①棚田等の保全

項 目	令和 7 年度	令和 11 年度
耕作放棄地の発生防止	機械化による体制整備を維持	
非農家・外部人材を含めた担い 手組織の強化と作業省力化	高松棚田保全隊の活動を支援	
新たなスマート農業機械等の 導入による作業効率の向上	リモコン草刈り機とフレームモア 等を導入する（1 台）	リモコン草刈り機とフレームモア 等を導入する（2 台）

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項 目	令和 7 年度	令和 11 年度
農産物のブランド化 （農産物の供給の促進）	棚田地域で生産した農産物を使用 した特産加工品のブラッシュアッ プを図る	
良好な景観の形成（維持保全活 動）	棚田の良好な景観を形成するた め、畦畔の草刈り共同作業を継続 実施する	
地域住民への農作業体験の場 の提供（社会教育的機能の発 揮）	地域の子供を中心とした農作業体 験を継続実施する。	
さなぶり 早苗饗や庭はらい等の実施（伝 統文化の継承）	さなぶり 早苗饗や庭はらい等の農村文化を 継続実施する。	

③棚田を核とした棚田地域の振興

項 目	令和 7 年度	令和 11 年度
棚田米等を活用した 6 次産業 化の推進	ふるさと宅配便の開発やマルシェ 等へ出店をおこなう	
集落機能強化と生活支援の促 進	高齢者等への生活支援 ・ 外出支援 ・ 見守り活動&配食サービス ・ 除雪支援	

（別添３）都道府県知事との協議の概要【施行規則第３条第３号】
別添県との協議文書写しのとおり

（別添４）エコツーリズム推進全体構想【施行規則第３条第４号】
該当なし

（別添５）申請に係る指定棚田地域振興協議会の規約又は組織及び運営に関する規程【告示第２条第１項】
別添規約のとおり

（別添６）農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則第５条に掲げる書類【告示第２条第２項】
該当なし

（別添７）エコツーリズム推進法施行規則第２条第２号から第６号までに掲げる書類【告示第２条第３項】
該当なし

令和6年2月14日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、高松・母衣輪棚田地域振興協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 協議会は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 指定棚田地域振興活動計画の作成に関すること。
- 二 指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整に関すること。
- 三 その他目的を達成するために必要なこと。

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

- 2 構成員については、花巻市のほか指定棚田地域に係る棚田地域の振興に関する活動及び棚田地域内の棚田等の保全に関する活動（以下「指定棚田地域振興活動」という。）に参加する者とする。
- 3 指定棚田地域振興活動参加者で協議会の構成員でないものは、協議会に対して書面でその意思を表示することによって、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 4 協議会は、前項のものを協議会の構成員として加えないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 2名

2 前項の役員は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、選任した日から活動計画の実施に係る連絡調整の実務を終了する日までとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

（役員の報酬）

第12条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

（総会の種別等）

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席構成員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合を開催する。

- 一 構成員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

（総会の議決方法等）

第15条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、総会において、各1票の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

（総会の権能）

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 指定棚田地域振興活動計画の作成及び実施に関すること。
- 二 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 三 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 四 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

（特別議決事項）

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

（書面又は代理人による議決）

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とす

る。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

一 母衣輪集落協定管理組合

3 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程

二 協議会に参加する者の名称又は氏名を記載した書面

三 役員等の氏名及び住所を記載した書面

四 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

五 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第23条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国、県、市の交付金又は補助金
- 二 棚田オーナー・トラスト制度による収入
- 三 個人、企業等による寄付金
- 四 その他の収入

(年度事業計画及び収支予算)

第 24 条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 25 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 8 章 解散及び残余財産の処分

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 26 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国、都道府県、市町村の交付金又は補助金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 2 月 14 日から施行する。